

## 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部を改正する政令要綱

一 銃砲等の発射の禁止に関する規定の整備

(一) 特定有害鳥獣駆除について、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可に基づく鳥獣の捕獲又は殺傷以外の有害鳥獣駆除とする。

（第一条関係）

(二) 特定銃砲使用産業について、建設業とする。（第二条関係）

(三) 特定クロスボウ使用産業について、林業とする。（第三条関係）

二 その他

その他所要の規定を整備する。

三 施行期日

この政令は、銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行することとする。（附則第一項関係）